

令和元年度 第2回石狩市都市計画審議会

会議日時：令和元年9月9日（月） 18時30分～

会議場所：石狩市庁舎5階 第1委員会室

出席者：岡本委員、氏家委員、井田委員、伊藤委員、神代委員、梅本委員、中村委員、
長原委員

事務局長：清水建設水道部長

事務局：佐藤建設総務課長、木本主査、植木主査

説明員：石倉ごみ・リサイクル課長、稲垣建築住宅課長、茶木主査、小松主任

傍聴者：3名

<事務局：佐藤課長>

こんばんは。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本審議会の進行を務めます事務局の佐藤でございます。

開会に先立ちまして、白井副市長から、諮問書をお渡しいたします。

<白井副市長>

令和元年9月9日、石狩市都市計画審議会会長、岡本浩一様。

石狩市長、加藤龍幸。

代読させていただきます。

札幌圏都市計画の変更について。

諮問、下記案件について。

都市計画法第21条第2項において準用する第19条第1項の規定に基づき諮問します。

石狩市決定札幌圏都市計画地区計画石狩都心地区の変更。

以上、よろしく願いいたします。

<事務局：佐藤課長>

副市長は、このあと公務がございますので、ここで退席させていただきます。

【白井副市長退席】

<事務局：佐藤課長>

それでは今、副市長から会長にお渡ししました諮問書、それから北海道知事から付議案件としていただいております北海道からの諮問書について、二つについて写しをお渡しいたします。今、お配りしておりますが引続き、事務局よりご連絡申し上げます。

本日の審議会でございますが、三津橋委員より欠席される旨の申し出がございました。田中委員はまだお見えになっておりませんが、今の段階でも本日の出席者は委員10名のうち8名であり、「石狩市都市計画審議会条例第5条第1項」に規定する委員の二分の一以上の出席となりますことから、会議は成立していることをご報告いたします。

また、前回の審議会における傍聴者は2名で、意見の提出は無かったことをご報告いたします。

ここで、議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。まずは本日の次第の確認でございます。第2回石狩市都市計画審議会と書いてございますのが次第です。それからホッチキス止めの「北海道知事付議案件」がひとつ。それから諮問案件ということで「石狩市諮問案件」、それからカラーの(仮称)石狩市都市骨格方針のホッチキス止めが一つ。それから今、お渡ししました諮問書の写し二枚。皆さん、お揃いでしょうか、それでは資料の確認が終わりましたので会長、よろしくお願ひいたします。

<岡本会長>

それでは、令和元年度 第2回の石狩市都市計画審議会を開催いたします。

本日の議題について、事務局から全体の流れについて説明があるようなのでよろしくお願ひいたします。

<事務局：佐藤課長>

本日の議題についてであります。ご審議いただく案件が、2案件と報告案件1案件、ございます。

ご審議いただく案件の1点目は、北海道知事から付議されました「札幌圏都市計画区域(石狩市)における建築基準法第51条ただし書きの規定によるその他の処理施設の敷地の位置について」、2点目は「札幌圏都市計画地区計画(石狩都心地区)の変更」について、であります。

また、報告案件として、「(仮称)石狩市都市骨格方針の素案説明会開催結果」についてご説明いたします。

なお、1点目の北海道知事付議案件につきまして、説明員として、建築住宅課長、ごみリサイクル課長及び担当職員が出席しておりますが、付議案件終了後は退席をさせていただきますことを予めご了承願ひます。

それでは会長、よろしくお願ひいたします。

<岡本会長>

はい、ということで本日の議題は今事務局から説明がありました諮問、審議案件が2件とその後、報告案件が1件、「(仮称)石狩市都市骨格方針の素案説明会開催結果」の報告を受けたいと思います。ひとつずつ分けて説明いただいて皆さんからご意見を頂戴するという

進め方にしていきたいと思います。

それでは始めの一つ目、北海道知事付議案件の部分について説明いただきたいと思いますので、お願いします。

<説明員：小松主任>

建築住宅課建築指導担当の小松でございます。

よろしくお願いいたします。

1 ページ目からご覧ください。

私からは、北海道知事から本審議会に付議されております、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による「その他処理施設の敷地の位置について」説明をさせていただきます。

2 ページ目をご覧ください。

まず始めに、建築基準法第 51 条についてご説明いたします。こちらは建築基準法第 51 条を抜粋したものです。建築基準法第 51 条では、卸売市場、ごみ焼却場や政令で定める処理施設等の設置については、都市計画において敷地の位置を決定しているものでなければ新築又は増築してはならないとされております。公共性の高い施設については、都市計画において位置の決定をしますが、今回の申請は、民間事業者が所有する施設のため、将来事業が終了することも考えられることから、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による許可を得て取り進めるのが一般的となっております。許可権者は北海道知事となります。

3 ページ目をご覧ください。

申請から処分までの流れです。本申請は同じ処理施設で、産業廃棄物と一般廃棄物を処理する計画となっていることから、北海道都市計画審議会と石狩市都市計画審議会の両方の議を経ることとなり、本審議会では表下段の一般廃棄物処理施設の敷地の位置についてご審議いただくこととなります。申請者からは5月9日付けで事前協議の申請が提出されております。また、7月26日付で本申請が提出され、これを受け8月30日付で北海道知事から、本審議会に対し本日の案件が付議されているものであります。本日の審議の結果については、北海道知事に答申することとなっております。今後、北海道知事は北海道都市計画審議会の答申及び本審議会の答申の内容を踏まえて、可否の処分を下すこととなります。

4 ページ目をご覧ください。

次に、産業廃棄物と一般廃棄物の区分けについてですが、廃棄物の区分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」いわゆる廃掃法に規定されております。この中で、産業廃棄物とは、法第 2 条第 4 項に規定されており、事業活動に伴って発生した廃棄物とされています。また、一般廃棄物については、産業廃棄物以外のものとされています。例えば、同じ廃家電であっても、家電小売店に持ち込まれた廃家電は産業廃棄物に該当し、市民が直接処理施設に持ち込んだ廃家電は一般廃棄物に該当します。

それでは、申請者の概要についてご説明いたします。

本計画の申請者は株式会社マテックです。帯広市に本社を置く家電製品や自動車などの

リサイクルを行っている会社です。石狩市には、平成8年に新港南1丁目に石狩支店を開設し、現在まで事業を行っております。廃棄物の処理が主な事業内容ですが、じゅんかんコンビニ24の営業も行っております。ご存知の方も多いかと思いますが、ここでは、古紙や金属製品、小型家電などの資源物の回収を24時間行っております。当市役所一階にも小型家電等の回収ボックスを設置しております。このような活動を通じて一般の方にも認知度の高い企業です。

許可申請の理由についてご説明いたします。

平成8年に許可を受け使用してきた破砕処理施設の事業拡大に伴い、同社所有の別の敷地において、新たな破砕処理施設を設置するものです。

8ページ目をご覧ください。

申請の敷地は石狩市新港東2丁目8番1です。交通の面では、道道225号小樽石狩通に面する交通至便地区にあります。この地域は、都市計画により、市街化区域に指定され、用途地域は工業専用地域です。工業専用地域は、積極的に工業生産の利便を推進すべき地域で、申請敷地周辺も工場等が多く存在する地域になっています。また、住宅や共同住宅、物品販売業を営む店舗などは建築できない地域です。新港南1丁目の石狩支店は申請敷地南側に位置します。

9ページ目をご覧ください。

石狩湾新港地域土地利用計画においては、環境保全を図りながらリサイクルビジネスの集積を図るゾーンとして位置付けられている地区になっております。また、主な搬出先の新港東埠頭へ直線状に位置しております。

10ページをご覧ください。

申請敷地周辺地権者及び利用者からの同意の状況については、申請敷地から300メートルの範囲内には住宅は無く、既に事業を行っている4社を含む地権者6社からご理解をいただいております。さらに、300メートルの範囲外にあります漁民団地と近隣に立地する企業で構成する札幌臨港工業団地自治会の2団体からも設置について同意をいただいております。

11ページをご覧ください。

こちらは、施設の配置図です。搬入出は道道225号線から行います。破砕手順については、次のスライドで説明いたします。

12ページ目をご覧ください。

作業手順を既存施設でご説明いたします。廃棄物は前面道路から敷地内に搬入され、プレシュレッダにより粗破砕を行い、シュレッダにより更に破砕を行います。破砕手順に伴い発生する粉塵対策として集塵機を設置する計画です。破砕された廃棄物は、手選別・風力選別・磁力選別の各工程を経て、ダスト、非鉄、鉄などの資源に再資源化されます。今回の計画は、新規の破砕処理施設を設置する計画ですが、作業手順に関しては既存とほぼ同じ流れです。

13ページをご覧ください。

周辺環境に関しては、平成31年3月に申請者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

いわゆる廃掃法の規定に基づき、周辺地域の生活環境に関する調査・予測の結果、環境基準を満たしています。また、平成8年に許可を受け営業している新港南1丁目にあります石狩支店についても環境問題は生じておりません。なお、廃掃法第15条の規定による設置許可についても、令和元年8月26日付で許可を受けています。

14ページをご覧ください。

環境保全対策に関しましては、防音対策として、大きな騒音を発生する設備には、壁面に遮音・吸音材料を用いた構造の建物・カバーで防音対策を施します。防塵対策としては、破碎作業に伴う粉塵を集塵機を用いることで防塵対策を施しております。悪臭については、当該施設では、悪臭の発生する材料は破碎しません。

15ページをご覧ください。

改めて、申請内容の確認項目についてです。

一つ目に、土地利用計画としては、用途地域が工業専用地域で、工場や倉庫などを誘導している地区であり、石狩市としての将来的な土地利用計画上、支障がないこと。

二つ目の敷地選定としては、主な搬出先の新港東埠頭へ最も近いこと。

三つ目の周辺生活環境については、申請敷地周辺は、住宅や学校、病院の建築を禁止し、実際に、敷地の周辺から300メートルの範囲には住宅や学校、病院などはなく、住民への生活環境への影響はないこと、また、地権者及び土地利用者からの理解も得ていること。

四つ目の周辺環境では、生活環境影響調査の結果から、騒音・振動の発生は少なく、また、石狩市内で平成8年に許可を受け稼働している破碎処理施設も、事業開始以来、騒音や振動等の環境トラブルがないこと。

以上のことから、本申請案件については、都市計画上支障がないものと考えます。

16ページをご覧ください。

以上のことから、当該敷地の位置において施設の計画は妥当性を有していると考えます。

なお、北海道都市計画審議会は9月5日に開催されており、北海道に確認したところ、本案件について「北海道の都市計画上支障がない」旨の答申が出たことを電話で確認しています。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。

一つ目をご説明いただきましたので審議に入りたいと思います。

付け加えると、北海道が地元で行われるものについて地元の意見もちゃんと聞きましようという仕組みがあるという感じで考えていただければいいと思います。

何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

<長原委員>

本件では基本的にはこの結論にありますように妥当性があると、私もその意見には賛同したいと思います。ただ一点だけ教えてほしいことがあるのですが、ダストを最終処分場を持っていくとなっていますけれども「最終処分場」というのは石狩市の最終処分場のことをいっているのでしょうか。産業廃棄物も含めてダストの最終処分場の位置というのがどこを予定されているか確認しておきたいのですが。

<岡本会長>

事務局、分かりますか。

<説明員：小松主任>

ダストについては 苫小牧にあるマテックの最終処分場に処分する予定です。

<長原委員>

分かりました。

<岡本会長>

他、いかがでしょうか。

<神代委員>

ついでに聞いておこうと思ったのですが、9ページのところで、土地利用計画の部分があると思うのですが、石狩湾新港地域の土地利用計画というところで私がいまいちもこのことを知らないのです、説明を追加していただいてもいいのでしょうか。リサイクル関連で土地を使うということで、計画があるのだと思うのですが、整合性が工業地域だから大丈夫というふうに理解していいのか、というのと、港湾のところから搬入できるように 赤いラインが入っていると思うのですが、資材、材料になるものは海を経由してくるということでもいいのでしょうか。

<事務局：佐藤課長>

土地利用計画については建設総務課の方からお話しさせていただきます。

この資料にあります図面自体は平成16年に改定されました石狩湾新港地域土地利用計画というものにおいて示されている図でございます。実際、これは土地の有効活用を図るために用地分譲を多角的に進めて、どんどん売れるように、また地域の立地環境を活かした形の中でプロジェクトを導入するとすれば、どういった所にどういうものを持ってくればいいのかということを示したものでございます。これ自体はもともと新港地区、昭和48年ぐらいから港の発展と共に背後地の利用も定められてきました。大きく住宅関連ですとか機械

関連ですとか、色々な分け方があるのですが、なかなかそれでも分譲が進まないものもあるものですから、何回かの改定のなかで、どういったものを持ってきたらいいかということを決めているものでございまして、それで今回、申請者については、このリサイクル関連というところで場所として選定してきておりますので、新港地区の土地利用計画というものには合致しているということで、建築住宅課より報告があったものでございます。この計画は北海道が定めている計画でございまして、市町村が定める計画の上位にありますのでそれに沿って都市計画を決めていくという流れになっていきます。以上でございます。

<説明員：小松主任>

搬入計画についてですが、廃棄物処理業者から国道 337 号線、または道道 225 号線を利用して搬入する計画となっております。搬出については港からで、新港東埠頭からこちらは主に海外へ搬出する予定となっております。それ以外の廃棄物については道道 225 号線を經由して札幌から苫小牧へ搬出する計画となっております。

<神代委員>

よく分かりました。ありがとうございました。

<中村委員>

プレシュレッダとシュレッダの目に見える塵などは集塵機で対応するのは分かるのですが、破碎機などが作動した場合に低周波あるいは高周波などの影響は特に問題ないのですか。300 メートル以内に民家や病院などの施設がないので、低周波、高周波が発生したとしても影響はないとは思いますが。

<説明員：稲垣課長>

先ほど担当から説明があったように、環境の問題の関係は環境アセスという形で検査を行っております、騒音や振動の影響の少ないものという形で、基準値に収まっているところでございます。これまで、同様に新港南 1 丁目で平成 8 年から操業しておりますけれども、特に騒音や振動に関してトラブルが発生したというような報告は生じていないので、同様のものが新設されますけれども、影響はないものという形で考えております。

<岡本会長>

よろしいですね。おおよそ出揃ったような気もしますが、他ありますでしょうか。

それでは北海道知事付議、札幌圏都市計画区域、石狩市における建築基準法第 51 条ただし書きの規定によるその他の処理施設の敷地の位置について、北海道許可については「支障なし」と 都市計画審議会から答申したいと思っております。よろしいですね。それではそのように答申いたします。文案については私の方で確認していただくということで進めたいと思

ますのでよろしくお願いいたします。

それでは、1点目の審議が終了いたしましたので、関係説明員につきましては、退席されてもよろしいです。ありがとうございました。

【 説明員退席 】

それでは、次に進みます。

2点目の「札幌圏都市計画地区計画（石狩都心地区）の変更」について、事務局からの説明をお願いします。

<事務局：木本主査>

建設総務課計画担当の木本です。

私から、諮問案件「札幌圏都市計画地区計画（石狩都心地区）の変更について」、ご説明させていただきます。説明にあたりましては、お手元でございます『諮問案件「札幌圏都市計画地区計画（石狩都心地区）の変更（石狩市決定）」』が表紙となっている資料と、一部スライドを使って行ってまいります。座って説明させていただきます。スライドを補助的に使った説明になりますので照明は落とさず、そのまま進めさせていただきます。

始めに、前回の審議会でもご説明をさせていただきましたが、地区計画制度について、改めてご説明させていただきます。地区計画とは、全国共通のルールが適用されている、商業地域や工業地域などの用途地域に、市独自に上乘せして、重ね合わせて定めることができる都市計画で、小さい地区を単位として、その地区の特性に応じ、建築できる建物の種類や配置などのルールを決めており、本市では13地区を設定しております。その内、今回、変更する地区は石狩都心地区であります。

スクリーンをご覧ください。今回、変更対象となっている地区が、青い枠で囲われている、市役所周辺の地区であります。航空写真で見ますと、上の方に市役所がございます、赤の引き出し線で「当該地」としているところが変更箇所です。面積につきましては、約0.3ヘクタールであります。

それでは、次にお手元の資料に沿って都市計画の変更内容についてご説明いたします。

資料の1ページから6ページにつきましては、法で作成が義務付けられております計画書になります。1ページから2ページは、地区計画の方針、3ページから4ページには、建物のルールである地区整備計画、5ページは先ほどご覧いただいた位置図、6ページは計画図となっております。

7ページをご覧ください。

都市計画変更の理由書ですが、ページの中ほどにある、「3 都市計画変更の目的」に今回の変更の趣旨を記載しております。今回、地区計画を変更する目的ですが、これまで、国土交通省が所有しており、航空保安施設がございましたが、現在はその役目を終え更地とな

っており、今般、国の方で民間へ売却する予定となっております。これまで、当該地は国の用地であったことから、地区計画の区域には入っていましたが、建物の上乘せルールを定める「地区整備計画区域」からは除外しておりました。しかし、今般、民間へ売却されることとなりましたことから、地区計画を変更することとしたものであります。

同じページの下の「4 都市計画の変更内容」をご覧ください。

変更内容といたしましては、当該地区を「地区整備計画区域」に入れて、地区を周辺地区と同じ建物ルールとなるよう「住居B地区」とするものであります。

次に14ページの新旧対照図をご覧ください。

黒の太枠で囲まれた地区が地区計画の区域で、その内、色が塗られている箇所が、「地区整備計画区域」と言われる区域で、建物の上乘せルールが決められている箇所であります。上の「新」の図で、変更対象となっている箇所を、赤枠で囲っております。新旧の図を見比べていただきますと、下の図、これは現在の状況ですが、該当箇所に色が塗られておりません。国有地のほか、都市計画道路、都市計画公園などは、建物のルールが適用される「地区整備計画区域」から除外しているためであります。

資料9ページをご覧ください。

ここからは、その他の変更箇所を、計画書の新旧対照表でご説明いたします。アンダーラインを引いてある箇所が、今回の変更箇所となっております。右側の欄、「新」の欄で変更箇所を説明して参ります。上から二段目、「位置」につきましては、表記を「条丁目」まで具体的に記述する変更であり、内容の変更は生じておりません。

次に11ページをご覧ください。

上から3段目の「面積」ですが、今回、地区整備計画区域に編入する面積0.3ヘクタールを加えた約77.9ヘクタールとなっております。その下の段の地区の区分の、地区の名称で「住居B地区」の面積につきましても、同様の理由により、面積を約35.1ヘクタールに変更しております。その2段下から、今回の変更箇所を編入する、「住居B地区」の制限内容が記載されております。二項目ございまして、一つ目は、「200平方メートル」と記載がある欄で、その左側に制限内容が記載されております。これは、「建築物の敷地面積の最低限度」でございまして、この数値に満たない土地には建物を建てることできないよう規定しています。これは将来、狭い土地に建物が密集し、建て詰まりが起きないように、敷地の大きさの最低基準を定めているものであります。二つ目は、「同左」と記載しております、建築物の壁面の位置の制限について、原則1メートルと定めております。ゆったりとした街並み空間の確保のほか、隣の土地への落雪の影響などの緩和のため、隣の土地との境界から建物の壁との離れを定めております。

ここで、スライドをご覧ください。

前回もご覧いただきましたが、こちらが「外壁後退距離の制限」と「敷地面積の最低限度」についてのイメージ図となっております。隣の土地との境界から建物の壁との離れ、これを「外壁後退距離」と呼んでおりますが、この距離を定める「外壁後退距離の制限」この赤い

矢印の距離ですが、1メートルとするほか、敷地の大きさの最低基準である「敷地面積の最低限度」を200平方メートルとするようにいたします。

変更内容については以上であります。

次に、この変更に係る案の縦覧結果についてご報告いたします。去る8月15日から29日までの2週間、法に基づく案の縦覧を行っております。その結果、案の縦覧者及び意見の提出者はおらず、本日、変更案を本議会へ正式に諮問させていただいているところでございます。今後のスケジュールといたしましては、本日ご審議いただき、支障ない旨の答申をいただきましたら、札幌圏の他都市と日程調整をいたしまして、10月の上旬を目処に変更の告示を行い、建物ルールを適用させる予定であります。

諮問案件についての説明は以上でございます。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

<岡本会長>

はい。ありがとうございます。

それではこれから審議に入りたいと思います。既に事前説明があったものを再度丁寧に説明していただいて、かつ意見の募集をして、そもそも見た人がいなかった、という状況なので、逆に言うと皆様方の目が大切になると思いますが、何かお気づきの点、ご意見等ございますでしょうか。

(「なし」の声)

<岡本会長>

よろしいですか。それでは意見はない、ということですので「札幌圏都市計画地区計画(石狩都心地区)の変更について」事務局からの計画案の通りで支障なし、という答申を上げたいと思います。先ほどと同じように文案は私の方で確認させていただくという形にします。よろしくお願いいたします。

それでは次の報告案件、「(仮称)石狩市都市骨格方針の素案説明会開催結果」について、事務局からの説明を受けたいと思います。よろしく申し上げます。

<事務局：木本主査>

報告案件「(仮称)石狩市都市骨格方針の素案説明会開催結果について」私からご報告させていただきます。前回、8月1日開催の本審議会でご説明させていただきました素案から、若干の修正を加えた資料をもとに、8月19日から21日の3日間、市内3箇所のコミュニティーセンターにおいて、市民説明会を開催いたしました。ご出席いただいた人数は、初日の花川北コミュニティーセンターが9名、翌20日の八幡コミュニティーセンターが6名、最終日、21日の花川南コミュニティーセンターが12名でありました。市民説明会で配付した資料につきましては、本日、当日資料として配付させていただきましたので、後ほどご

覧いただければと思います。

本日は、市民説明会でいただいた意見の一例をご紹介します。

■「市街地から石狩川を渡った八幡地区などについては、居住誘導区域に設定されておらず一層過疎が進むのではないか？」という質問については、

⇒「市としては、居住誘導区域の人口密度をできるだけ維持していくことが、八幡地区や厚田・浜益地区などの生活の安定にも繋がるものである」という説明いたしました。

これは、仮に、人口が減少し、市街地が空き家だらけの虫食い状態になってしまった場合には、少ない人口のまま、これまでと同様の行政サービスや市民サービスの提供を継続することは難しく、店舗の撤退や行政サービスのコスト高など、市街地であっても日常生活に支障をきたす恐れが出てきます。そうした場合には、買い物などで市街地まで足を運んでいた八幡の方などは、札幌まで出て行かなければならなくなる、といったことも考えられるなどの説明をさせていただきました。

■「景観における悪影響といった視点から、風力発電についてどのように考えているのか？」という質問については、

⇒「風力発電については、見る場所によって、また、自分との関係性によって、人の考え方は様々であります。風力発電の建設予定の際には、景観法の届出などもございますので、北海道が定める風力発電設備景観形成ガイドラインや本市が昨年策定した設置運用基準のガイドラインを遵守するほか、地域の方々への説明会や話し合いなどを行うよう求める意見を、北海道を通じて事業者に伝えていただいている。」とのご説明をさせていただきました。

■「歩いて暮らせる街など、考えが甘いのではないか？」という質問については、

⇒「今後さらに高齢化が進み、自家用車を手放す方々も多くなってくるなかで、日常の買い物・医療機関の受診など歩いて済みます、バスなどの公共交通機関で済みますなど、一層求められます。」ということと、現状で徒歩により実現できる市民サービスの程度については、素案にある「資料、分析データ編」の図などをお示ししながら説明させていただきました。ただこれも、市街地に現在の人口密度が維持されていくことが必要でございますので、この件についても、居住誘導区域内に、いかに人を呼び込むことが大切か、例えば、市外から新港地区へ通勤する就業者を市内の居住誘導区域に移り住んでもらうなど、人口維持に関して市役所・市民の共通認識の必要性についても説明をさせていただきました。

市民説明会でいただいた主な意見等のご紹介は以上で、今後につきましては、これらのご意見等を踏まえ、現在の素案から原案へと格上げし、後日、本審議会にお示しさせていただきますと存じます。

また、今回の市民説明会につきまして、あまり多くの方々お集まりいただけなかったことを踏まえ、12月に予定しているパブリックコメントの前に、もう一度、市民説明会の開催を検討しております。その際は、市民の皆様への周知方法について、検討したいと考えてお

ります。

市民説明会の報告内容につきましては、以上であります。

<岡本会長>

事務局からの報告が終わりました。

何かご意見、ご質問等はございませんか。

<神代委員>

私も花川北の説明会に参加させていただいたのですけれども たぶん、3箇所それぞれ、たくさん意見が出されたのだと思うのですが、その意見を汲んで素案から原案になった時に、どこがその意見を反映したのかというところが知りたいなということで、今、口頭で主要なご意見を言ってくださったと思うのですが、それ以外にも結構いいところをついている意見があったと思うのです。ですので、そのあたりを鑑みて原案が出てくると思っていますので、どのあたりが変わったのか示していただきたいと思います。以上です。

<岡本会長>

とても重要なことだと思います。他、いかがでしょうか。

<伊藤議員>

12月のパブリックコメントをする前に説明会をもう一度やるということだよね。それは原案なのか、それとも意見をいただいての変えたものなのか。

<事務局：佐藤課長>

それは私の方から説明します。

まず、素案の段階で皆さんからいただいた意見、これを反映して原案にしていこうと風にかけています。実際、原案となってパブリックコメントをして、いただいた意見を、市全体でその意見を扱うかを検討していくのですが、なるべくその段階で多くの方々から色々な意見をいただけるように、今回と同じ様に市民説明会を行い、それもパブリックコメントをやりますよ、というような前の段階で皆さんが意見を出しやすいように、理解していただきやすいような方法での市民説明会を考えています。以上です。

<岡本会長>

では、僕の方から。

その意見の一覧みたいなのが出なかったのは時間がなかったからなのか、お忙しかったからなのか、それとも選択的に話しされてもいいという意見のみを選んでご紹介いただいたのか。やっぱり、その辺が気になるのですけれども、全体でいくつの意見があって、ど

ういう傾向の意見がいくつずつあったのか、というようなものが書面で出てきて欲しいなというのが正直なところです。

<事務局：佐藤課長>

はい、その件について私の方から説明させていただきます。

意見につきましては、今、説明させていただいたものは、それぞれの説明会でのもっとも代表的な意見でございまして、また、意見と回答のやりとりをすることによってこの計画の中身ももう少し理解を深めていただける様な、きっかけにできる様な意見ということで抽出させていただきました。どのような意見が出たかにつきましては、市のホームページで既に公表しておりまして、ご覧いただけるようにはなっております。ただ、何件というような整理した形でのお答えはできるような状況ではございませんので、その件に関しましては議事録と一緒にそのあたりをまとめたものを、後日皆さんに送らせていただいて、この次の検討のための資料としていただければと思います。

そういった形でいかがなものでしょうか。

<岡本会長>

はい、わかりました。それはよろしく申し上げます。

あと、もう一つなのですが、市民説明会をもう一回やって、聞きに来る人が増えるのですか。関心の高い人しか来ないような気がするのですが、もう少しご紹介の方法を工夫されないと本当に大切な意見を拾えないような気がするのですが。逆に匿名でよこされてしまうと色々書けちゃうのでどうなのかな、というところもあって痛し痒しですよね。名前をちゃんと書いてもらって貴重なご意見をもらえるならいいのですが、名前無しであれやこれや書かれても困るっていうのは一方であります。市民説明会という場は聞こえはいいですけど、あまり集まらないのであれば、もう少し紹介の仕方考えた方が、工夫された方がいいかなと思うので、今どうこうというお答えは求めませんけれども、ご検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

他、何かございますか。

<井田委員>

前回の本審議会でも意見があったと思うのですけれども、今回のこの方針のボリュームが結構あるものですから、その説明会の際にご説明された時に、市民の方々がどの程度ご理解いただけた上でのご意見だったのかというあたりを、少し感触で構わないので教えていただければと思います。

<事務局：佐藤課長>

実際にご説明させていただいた中で、例えばページの一つ一つの部分についてご説明を

加えた訳ではございませんで、今まであった計画を検証しながら継続するものについては継続しておりますと、例えば計画の中で文章の最初に黒丸のついたようなものは新規で盛り込んだというようなものについては簡単な説明は加えまして、それで説明としております。質問を求められた場合には、なるべく個別の部分も加えながら説明させていただいて理解を深めていただくような努力はいたしました。時間もある程度決まっている部分でございまして、あとは来ていただいた方とのキャッチボールの中で進められる部分でございまして、全てについて、この厚い計画を理解していただくという部分については正直厳しい部分もあるというのは事実だと思っています。

<井田委員>

例えば、次回に向けて説明会を再度開かれるというのであれば、説明するための会と意見をお聞きするための会とを少し空けて、お時間的に難しい面もあるかと思いますが、そういう工夫をされたらいかがでしょうか。これはご提案です。

<岡本会長>

はい、貴重なご提案ありがとうございます。前向きにご検討いただければと思います。

<事務局：佐藤課長>

分かりました。検討させていただきます。

<神代議員>

では、もう一点。私は説明会に出た印象としては、一生懸命、審議会同様説明していただいたと思っているのですが、やはり計画が4つあるというところで、皆さんそれぞれの計画の中のその一部分だけを気になっている方が多い気がするのですね。ですので、何を今回やりたいのかというところがちょっとぼやけてしまっているところがあったなあと思ったのが一つと、国際物流エネルギー都市を目指しているところが、この計画の中からどうも見えてこない部分があるので、先ほど委員長がおっしゃったように、こういった企業誘致が進んでいて、購買エリアでどのようなことが起きているのかっていうのを付随して説明していただければ、それに基づいて、こういった都市計画が進むよというイメージができるのではないかなって思いました。意見です。以上です。

<岡本会長>

ありがとうございます。他、いかがでしょうか。大体よろしいですかね。

それでは、今、いただいたご報告に対する意見等は以上で終了します。

本日の案件についての審議及び報告は終了します。事務局から連絡事項等はありませんか。

<事務局：佐藤課長>

特にございません。

<岡本会長>

それでは毎回のことなのですが、議事録の確認・確定については私と氏家委員で行いたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。これで終了したいと思ひます。お疲れさまでした。

令和元年10月18日 議事録確認

会 長 岡本 浩一

委 員 氏家 暢
